

議第48号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「， 図書情報室及び相談室」を「及び図書情報室」に，

図 書 情 報 室	午前10時30分から午後8時30分まで。 ただし、日曜日及び休日は、午前10時30分から午後5時まで
相 談 室	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）までの間において、別に定める時間

を

図 書 情 報 室	午前10時30分から午後8時30分まで。 ただし、日曜日及び休日は、午前10時30分から午後5時まで
-----------	---

に改める。

	円	円	円
	25,090	32,700	37,640
	20,880	27,250	31,370
	13,160	19,940	28,680
	11,300	16,660	23,440

別表第2備考以外の部分中	6,580	9,970	14,340	を
	5,650	8,330	11,720	
	4,830	6,270	7,090	
	7,090	9,250	10,800	
	3,390	4,210	4,830	
	1,740	2,160	2,360	
	2,670	3,490	3,800	
	1,850	2,360	2,670	
	3,800	4,830	5,550	
	5,240	6,780	8,020	
	4,110	5,550	6,270	
	8,530	10,900	12,650	

25,560	33,310	38,340
21,260	27,760	31,950
13,400	20,320	29,220
11,520	17,070	23,990
6,700	10,160	14,610
5,760	8,530	11,990
4,920	6,390	7,220
7,220	9,420	11,000
3,450	4,290	4,920
1,780	2,200	2,400

に改め、同表ギャラリースペースの項

2,720	3,560	3,870
1,880	2,400	2,720
3,870	4,920	5,650
5,340	6,910	8,170
4,190	5,650	6,390
8,690	11,100	12,880

を次のように改める。

ギャラリースペース	全 面 利 用	33,610
		55,000
	指定管理者が市長の承認を得て定める区分による利用	左欄の区分による利用に係る面積を全面利用に係る面積で除して得た数を全面利用に係る利用料金の額に乗じて得た額

別表第2備考中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

- 6 ギャラリースペースを指定管理者が市長の承認を得て定める区分により利用する場合の利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市男女共同参画センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市男女共同参画センターの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の利用に係る料金でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。